

建築基準法に基づく事務手数料

2017年4月1日

種別・規模等		確認申請審査手数料(円)		計画変更 審査手数料 (円)	中間検査 手数料 (円)	完了検査手数料(円)		種別・規模等 建築物 (A:床面積の合計㎡)	完了検査手数料(円) 建築物省エネ法適合 性判定対象部分に関 する 追加手数料
		構造計算書 の添付を要 しないもの	構造計算書 の添付を要 するもの			中間検査 対象	中間検査 対象外		
建築物 (A:床面積 の合計㎡)	A ≤ 30	12,000	17,000	計画変更 にかかる 部分の床 面積の1/2 に該当 する金額 (床面積が増 加する部分 にあつては、 当該増築す る部分の床 面積とする。)	17,000	17,000	18,000	A < 300	9,000
	30 < A ≤ 100	18,000	26,000		24,000	25,000	27,000		
	100 < A ≤ 200	27,000	40,000		33,000	31,000	34,000		
	200 < A ≤ 500	35,000	53,000		42,000	43,000	46,000	300 ≤ A < 2,000	26,000
	500 < A ≤ 1,000	93,000			63,000	64,000	67,000		
	1,000 < A ≤ 2,000	140,000			80,000	82,000	86,000		
	2,000 < A ≤ 5,000	240,000			130,000	140,000	150,000		
	5,000 < A ≤ 10,000	290,000			170,000	180,000	190,000		
	10,000 < A ≤ 25,000	470,000			280,000	290,000	300,000		
50,000 < A	780,000		510,000	560,000	570,000	2,000 ≤ A < 5,000	77,000		
							5,000 ≤ A < 10,000	123,000	
							10,000 ≤ A < 25,000	155,000	
							25,000 ≤ A < 50,000	194,000	
							50,000 ≤ A	271,000	
建築設備 (件)	エレベーター等	26,000		14,000	25,000	32,000	34,000		
	小荷物専用昇降機	11,000		6,000	15,000	19,000	19,000		
工作物(件)		24,000		13,000	17,000	27,000	27,000		

- ※ 1 移転、大規模の修繕、大規模の模様替え、用途変更の場合は、その部分にかかる床面積の合計の1/2に該当する区分の手数料とします。
- 2 構造計算書は、建築基準法施行規則第1条の3表3に定める構造計算書とします。
- 3 中間検査手数料は、中間検査を行う部分の床面積の合計とします。
- 4 完了検査手数料において、建築物省エネ法適合性判定対象部分(建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律(以下、「建築物省エネ法」という。)第11条第1項対象部分)がある場合は、中間検査対象若しくは中間検査対象外の手数料に追加手数料を足し合わせる。また、建築物省エネ法第11条第1項対象建築物が2以上ある場合は、建築物ごとに追加手数料を算定し、合算した額を追加手数料とする。
- 5 建築物省エネ法適合性判定料において、計画変更又は軽微な変更に関する証明書を発行する場合は、その部分にかかる床面積の合計の1/2に該当する区分の手数料とする。(床面積が増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積とする。)